

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 教育委員会

ページ

- 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】

2

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

北九州市教育委員会
委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第7号

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則（昭和41年北九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

付則に次の5項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間の給与の特例）

- 4 第2条に規定する給料表の適用を受ける職員（任期付短時間勤務職員を除く。）の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の各月分の給料の額については、第2条及び第4条から第4条の3までの規定にかかわらず、これらの規定による給料の額から、当該額に、当該職員の属する次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

職務の級	割合
2級以下	100分の4.87
3級	100分の6.87
4級	100分の7.87

- 5 再任用職員及び第4条の3の規定の適用を受ける職員で次の表の左欄に掲げる職務の級に属するものに係る前項の規定の適用については、当該者に係る同項の規定による割合にかかわらず、次の表の左欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ右欄に定める割合とする。

職務の級	割合
3級	100分の4.87
4級	100分の6.87

- 6 任期付短時間勤務職員の特例期間における各月分の給料月額については、第2条及び第4条の2の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に100分の4.87を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 7 特例期間における期末手当及び勤勉手当の額については、第9条の規定にかかわらず、それぞれ同条の規定による期末手当又は勤勉手当の額（その算定の基礎となる給料の月額は、前3項の規定による減額前の額とする。）から、当該期末手当又は勤勉手当の額に100分の9.87を乗じて得た額に相当する額をそれぞれ減じた額とする。
- 8 付則第4項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。